

## 国民健康保険料の納入について (仮算定と本算定)

国民健康保険料の計算には、5月・6月の仮算定と8月以降の本算定があります。年間10期に分けて納めていただくようになっているうち、1期（5月）と2期（6月）を**仮算定**といい、**保険料の確定が8月**のため、年度当初の財源を確保し、保険財政の円滑な運営を図るとともに、納入義務者の負担を考慮するために設けられているものです。

その年の保険料額が確定するまでの間、**前年度の国民健康保険料額の10分の1ずつ**を納めていただきます。

3期以降を**本算定**といい、毎年8月に**前年中の所得を基礎**にその年の1年間（4月から翌年の3月）の保険料額を算定したものです。

ここで確定した保険料額から仮算定の保険料額を差し引いた額を残りの納期に分けて納めていただくことになります。

従って同じ年度の国民健康保険料でも1期・2期と3期以降では保険料額が異なってくる場合があります。

※3期分で端数処理の調整を行うので3期分は4期以降と若干金額が異なります。

4月	5月 (5月31日)	6月 (6月30日)	7月	8月 (8月31日)	9月 (10月2日)	10月 (10月31日)	11月 (11月30日)	12月 (12月25日)	1月 (1月31日)	2月 (2月28日)	3月 (3月26日)
-	第1期	第2期	-	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
仮算定				本算定							

### パターン1

仮算定額 > 本算定額の場合  
 $\text{仮算定額(1,2期)} - \text{年税額(本算定)} = \text{過納金を還付します。}$

### パターン2

仮算定額 < 本算定額の場合  
 $\text{年税額(本算定)} - \text{仮算定額(1,2期)} = \text{3~10期で納付します。}$

問い合わせ先 北勢庁舎 保険年金課 ☎72-3829 FAX72-3334

## 特設人権相談所を開設します

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、「全国一斉特設相談」を実施します。いなべ市では次のとおり開設されますので、いじめ・差別・隣人関係などでお悩みの方は、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

**日時** 6月1日(木) 13:00~16:00

**場所** 北勢福祉センター 2階 相談室

**相談員** 人権擁護委員

問い合わせ先 大安庁舎 人権啓発課 ☎78-3508 FAX78-1114